

平成28年5月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(ワ)第25172号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成28年2月1日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

荒 井 哲 朗

浅 井 淳 子

太 田 志 子

佐 藤 賢 一

五 反 章 裕

津 田 顯 郎

見 友 浩

磯 次 雄 太

東京都中央区東日本橋2丁目13番2号

被 告 K O Y O 証券株式会社

同代表者代表取締役 猪 股

同訴訟代理人弁護士 渕 信 明

同 服 部 蓪

同 水 口 介

主 文

- 1 被告は、原告に対し、824万9325円及びこれに対する平成26年7月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、商品先物取引業者及び金融商品取引業者である被告との間で、それまで経験がなかった取引所株価指数証拠金取引（以下「本件取引」という。）を行った原告が、被告に対し、被告担当者らによる原告への勧誘は、適合性原則に反するものであった上、説明義務を果たさず、不当に手数料稼ぎを行うために、當時両建て状態に置いた上で、原告に著しい頻繁・過当取引を行わせるなどの点で違法性があり、これによって原告が損害を被ったと主張し、不法行為に基づく損害賠償として824万9325円及びこれに対する一連の不法行為が終了した最終取引日である平成26年7月9日から支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 前提となる事実等（争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

（1）当事者

ア 原告は、昭和■年生まれの男性であり、平成25年1月に金属工事施工を業とする株式会社A（以下「A」という。）を設立し、本件取引当時、同社の代表取締役であった。（甲19）

イ 被告は、商品先物取引業及び金融商品取引業を営む株式会社であり、奥村■（以下「奥村」という。）、大久保■（以下「大久保」という。）及び須崎■（以下「須崎」という。）は、本件当時、被告の担当者であった。

（2）株価指数証拠金取引とは、「取引当事者が、ある時点における株価指数を取引対象として約定した数値と、これより将来の時点における株価指数を取引対象として約定する数値の、2つの数値の差に基づいて算出される金銭の授受をあらかじめ約する取引」であり、取引に必要な資金を全額用意することなく担保となる一定金額の証拠金を預託することにより取引が可能であつ

て（証拠金取引），反対売買による差額の授受により決済（差金決済）が行われるデリバティブ取引である（金融商品取引法2条21項2号市場デリバティブ取引，22項2号店頭デリバティブ取引）。

(3) 本件取引は、株式会社東京金融取引所が運営している日本で初の取引所株価指数証拠金取引（市場デリバティブ取引）である「くりっく株365」と、証券会社等が行う店頭株価指数証拠金取引の2つの類型のうち、前者（「くりっく株365」はその愛称。以下、単に「くりっく株365」ということがある。）である。

取引所株価指数証拠金取引では、顧客は、取引参加者（取扱業者）に取引口座を開設した上、取引に必要な一定の証拠金を取引参加者を経由して株式会社東京金融取引所に預託し、当該取引参加者とマーケットメイカーとの間で成立する約定を通じて自己の取引を行うこととなる（マーケットメイク方式）。

取引所株価指数証拠金取引は、店頭株価指数証拠金取引（平成23年1月1日からレバレッジを10倍以下にすることを内閣府令により定められている。）と異なり、レバレッジ規制が定められておらず、例えば日経平均株価指数証拠金取引では、約30倍のレバレッジで取引を行うことが許容されている。

(4) 取引所株価指数証拠金取引（「くりっく株365」）の仕組み

ア 取引の対象株価指数

「くりっく株365」における取引対象となる株価指数には、現在、日経225証拠金取引（株式会社日本経済新聞社が決定した225の銘柄を対象とする株価指数に基づく取引），DAX証拠金取引（フランクフルト証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額の上位30銘柄で構成された株価指数に基づく取引），FTSE100証拠金取引（ロンドン証券

取引所に上場する株式銘柄のうち、FTSEの時価総額及び流動性基準を満たした上位100銘柄で構成された株価指数に基づく取引）、FTSE中国25証拠金取引（香港証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額及び流動性が最も高い中国株式25銘柄で構成された株価指数に基づく取引）の4種類がある（以下、単に「日経225」、「DAX」、「FTSE100」などと呼ぶことがある。）

イ 取引単位

取引単位は、株価指数の数値に100を乗じて得た額を一単位とする。

ウ ロールオーバー

取引所株価指数証拠金取引における建玉について、各取引日の終了時までに反対売買又は転売・買戻しの申告が行われなかつたために決済されない建玉は、当該取引日の取引時間帯終了時に消滅し、同時に、消滅した建玉と同一内容を有する建玉が、消滅した建玉を有していた清算参加者と取引所との間に新たに発生するものとする。この場合における当該建玉の消滅及び発生をロールオーバーという。

エ 金利

取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーのために、建玉が決済された場合に予定される決済期日が繰り延べられることになったときは、当該建玉には繰り延べられた日数に応じた利息が発生する。売建玉の保有者には金利相当額分の正の差金が発生し、買建玉の保有者には金利相当額分の負の差金が発生する。

オ 配当

株価指数を構成する銘柄について配当金の支払いが見込まれる場合、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の保有者には、予想される配当金の支払が株価指数に与える理論上の影響値（配当落ち）に相当する差金が発生する。この配当落ちに相当する差金を「配当

相当額」という。売建玉の保有者には配当相当額分の負の差金が発生し、買建玉の保有者には配当相当額分の正の差金が発生する。

力 ロスカット

ロスカットとは、株価指数証拠金取引の委託取引において顧客の株価指数証拠金取引を決済した場合に生じることとなる損失の額が、顧客との間で定める条件を満たした場合に、顧客の意思にかかわらず、取引参加者が株価指数証拠金取引に係る損失を限定するために行う措置をいう。

取引参加者は、顧客が行う株価指数証拠金取引について、ロスカットを行うための管理体制を整備し、ロスカットを行わなければならない。

(5) 特定売買の用語について

特定売買とは、チェックシステム等において売買状況の適否を判断するための指標として挙げられた、「直し」、「途転」、「日計り」、「両建」、「不抜け」の、5種類の取引をいう。

ア 直しとは、既存の建玉を仕切った同じ日に、これと同一のポジションの建玉を行うことをいう。

イ 途転とは、既存の建玉を仕切るのと同日に、反対のポジションの建玉を行うことをいう。

ウ 日計りとは、新規に建玉を行い、同一日内にこれを仕切ることをいう。

エ 両建とは、既存の建玉と反対のポジションの建玉を行うことをいう。

オ 不抜けとは、取引によって利益が生じているものの、当該利益が手数料よりも少なく、差引損になっているものをいう。（弁論の全趣旨）

(6) 本件取引開始に至る経緯

ア Aは、平成26年5月下旬頃、インターネット上に求人広告を掲載していたところ、求人広告欄に記載された原告の携帯電話番号を見て、大久保が原告宛に電話をかけ、勧誘を5分程度行い、原告は、面談の申入れを

了承した。(甲19)

イ 原告は、同月29日、大久保及び奥村と会い、本件取引の勧誘を受け、取引所株価指数証拠金取引説明状況確認書兼理解度アンケート及び本件取引のための口座設定申込書(乙1・以下「本件アンケート等」という。)を作成し、署名、押印をした。本件アンケート等には、本件取引の特性、仕組み及びリスクについて説明を受け、理解したとの不動文字が記載され、各質問項目については、理解等したとする「□はい」の欄にすべてチェックがされ、また、本件アンケート等の口座設定申込書部分では、税込年収100.0万円以下の欄にチェックがされ、金融資産の合計が100.0万円、取引経験として現物株式の取引を1年、投資目的として、売買収益と金利・配当収益重視、取引動機は、外務員からの電話による勧誘による旨のチェックがされている。

ウ 原告は、同日、株価指数証拠金取引口座設定約諾書(乙2・以下「本件約諾書」という。)も作成し、住所、氏名を自署し、押印した。

エ 被告を通じて行う取引所株価指数証拠金取引には、被告の担当者から情報提供等を受けられ、電話による注文を行うコンサルティングコース(被告に支払う委託手数料は1枚当たり往復8640円)と、インターネットを通じて自ら取引を行うオンラインコース(同648円)、被告から情報提供等を得ながらパソコン等を使用して自ら売買を行うコンサルオンラインコース(同6480円)が存在していたところ、原告の本件取引はコンサルティングコースとして行われた。(乙3、弁論の全趣旨)

オ その後、原告は、同月30日、被告の審査担当からの電話で、口座の開設やアンケート等の記載事項の確認を受けている。(乙14)

(7) 原告は、同年6月1日、被告に対し500万円を預託すべく、被告に送金し、翌日、被告の口座に着金した。(甲11)

(8)ア 原告は、同月2日、日経225につき40枚の買い注文を行って本件取

引を開始し、以後、別紙1建玉分析表の「約定日付」欄及び「場節」欄記載の日時に、「商品名」欄記載の日経225証拠金取引、DAX証拠金取引、FTSE100証拠金取引を行い、同年7月9日にすべての建玉を決済して、被告との間の本件取引を終了した。

イ 同分析表の取引内容は、「委託手数料」欄、「差引損益金」欄、「差引損益累計」欄、「建玉」欄及び特定売買に関する「直」「途」「両」「不」欄以外は当事者間で争いがない。

なお、同分析表の「委託手数料」欄においては、1枚の注文が決済された際に往復分の手数料が記載されているところ、被告は、片道ずつ手数料を計上すべきと主張しており、上記「委託手数料」欄、「差引損益金」欄、「差引損益累計」欄についての争いは、このような手数料の計上時期の違いによるもののみである。

ウ 同分析表末尾記載のとおり、本件取引により、原告の売買損益は77万円の収益となり、金利・配当としても6万8725円を取得したが、被告に対する売買の委託手数料として833万7600円を支払った結果、差引の損益累計は749万9325円の損失となった。

(9) また、この間、原告は、被告との間で、外国為替証拠金取引についても、口座設定申込書及び諸成書を作成し、取引口座を開設したが、取引は行わなかった。

3 爭点及びこれに対する当事者の主張

(1) 被告の注意義務違反について

(原告)

ア 取引所株価指數証拠金取引の特質

(ア) 取引所株価指數証拠金取引の特質

取引所株価指數証拠金取引は、小額の証拠金による差金決済という取引方法により多額の取引が出来るものであり、株価指數が経済状況の変

化等によって短期間に大きな値動きをすることと相まって、強度の投機的色彩を有する経済行為であり、当該取引に参加する者に、予期せぬ巨額の損失を被らしめる危険がある。

取引所株価指数証拠金取引における証拠金率（レバレッジ）は商品によって異なるが、原告が主に取引を行った日経225は、取引開始当時1枚の価格が約150万円（1万5000円×100）であるのに対し、1枚あたりの証拠金は5万1000円であったから、必要証拠金は総取引高の約3.4パーセント程度（レバレッジ約30倍）であって、日経平均株価指数が約3.4パーセント上がれば投資金額と同額の利益を得られる反面、日経平均株価指数が約3.4パーセント下がれば投資金額の全てを失うことになり、同じく高い投機性を有するとされる株式の信用取引における証拠金率が、総取引高の30パーセント程度であることと比べても、その危険性は極めて顕著である。

(イ) 相場判断の困難性と、判断の要継続性、要即時性

株価指数証拠金取引を行うためには、当該株価指数の市場価格の変動を的確に予測する必要があり、そのためには、市場価格を決定する経済的・政治的・社会的諸要因を調査・把握することが不可欠であるが、その調査・把握は、一般私人にとっては、様々な知識・情報を収集し、これを活用するための経験がなければ困難である。すなわち、株価指数は、国内外の金融政策や景気、市場経済、政治情勢、為替相場、金利、災害、軍事的状況、気象その他の影響のみならず、多様な立場の、多くの者の思惑をも複雑に反映して結えずその価格を変動させる各構成銘柄の価格変動によって変化することから、これらの情報を適切に分析し、相場判断をするためには、極めて高度の専門的知識と経験を要するのである。これらは、一般投資家にとってはもちろん、専門的に情報の収集や分析

に従事する者にとってさえも容易ではない。

また、その予測は、継続的かつ即時的になされることが不可欠である。株価指数証拠金取引の場合には、取引を終了するまで継続して予測と判断を強いられ続け、さらに、しばしばその判断は相場の状況に応じて即時的に行われるべきことが強いられるのであり、これは、一般委託者にとって極めて困難な事柄である。

(イ) 理解の困難性

株価指数証拠金取引は、日常生活において行われている売買とは著しく異なった取引であって、そこにおいては、種々の専門的特殊用語が使用され、また、一般の取引上の常識からすると理解が困難と思われる抽象的・技術的概念（たとえば、実際に取得しない商品をいきなり売建てるなど）が多く、一般人にとって、その仕組みを十分に理解することには相当の困難が伴う。取引開始前に顧客に交付される「取引説明書」や「取引要綱」を一読しても、これを通覧して株価指数証拠金取引の仕組みを直ちに理解することは、法律専門家であってもなし得るものではない。

(エ) 取引参加者（取扱業者）に対する不可避的依存性

取引所株価指数証拠金取引は、その市場を開設する取引所の取引参加者（取扱業者）でなければすることができないから、取引所株価指数証拠金取引を行おうとするときは、取引参加者（取扱業者）であって、かつ内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者に取引を委託するほかなく、取引参加者（取扱業者）は取引所株価指数証拠金取引の業務を独占しているという特権を享受している者であるところ、取引参加者（取扱業者）は、取引所株価指数証拠金取引に関する専門家として豊富な経験を有し、その取引所株価指数証拠金取引の仕組みを熟知しているばかり

りでなく、株価指数に関する複雑な変動要因や株価指数証拠金取引に関するリスクについても専門的な知見を有する者ということができ、取引参加者（取扱業者）と一般投資家の間には株価指数証拠金取引に関する知識、情報、経験に多大の格差が存在し、一般投資家は、取引参加者（取扱業者）を信頼し、その提供する情報や勧奨に基づいて取引所株価指数証拠金取引に参加し、取引を委託しており、取引参加者（取扱業者）に全面的に依存せざるを得ない状況にある。

(オ) 勧誘による突然の危険負担と、高率の手数料、利益相反性の内在

いわゆるプロ以外の者が取引所株価指数証拠金取引に参加するメリットとしては、専らその取引の投機性にしかなく、取引参加者（取扱業者）の登録外務員が一般市民に株価指数証拠金取引を勧誘するのは投機取引の勧誘以外のなものでもない。株価指数証拠金取引について全く知識も経験もなく、かつ、関心もなく生活している者に対してその取引を勧誘することは、その取引による危険を日常生活に持ち込むことになる。そして、株価指数証拠金取引における損金と益金は各合計額で一致するため（ゼロサムゲーム）、手数料を考慮すると取引の継続によって最終的に益金を確保できる確率は理論的に低い。その反面、取引参加者（取扱業者）は顧客が取引所株価指数証拠金取引を行うことにより、相場の変動に関係なく取引の注文さえあれば安定的な手数料収入を得ることができ、しかもその手数料は、玉を建てて落とすと、証拠金の約17%から58%程度となり（取引当時日経225証拠金取引の証拠金が1枚5万1000円、同じくDAXは2万7000円、FTSE100は1万5000円であるのに対し、コンサルティングコースの手数料は往復8640円）高率に設定されているといえる。したがって、売買差損益がなくても4回の売買を繰り返せば支払った証拠金が約68%～230%

も減少することを意味し、取引を繰り返すことがいかに損失を増大させ、利益を減少させるかは明らかである。これを補填して更に上回るだけの利益を得ることは、著しく困難である。

また、取引所株価指数証拠金取引をインターネットによっても行うことができ、その往復手数料は1枚につき648円に設定されている（オンラインコース）。したがって、自らの意志で相場判断を行い、取引内容を決し、注文をすることができるのであれば、オンラインコースでの取引を選択することにより、日経225の手数料を1枚につき9.2.5%（往復で7992円税込）も減ずることができる。

そうすると、原告がオンラインコースでの取引を選択せず、対面取引（コンサルティングコース）を選択していること自体が、自らの投資判断で投資をすることができず、商品先物取引業者の助言・指導がなければ取引を行うことができないという事実を示している。

イ 取引所株価指数証拠金取引業者及びその従業員が委託者に対して負う一般的注意義務

取引所株価指数証拠金取引業者（以下、「取引参加者（取扱業者）」と表示する場合がある。）は、株式会社東京金融取引所が開設する市場において売買の委託を受けることを業とする商人であり、商法上の問屋だから、委託者に対して善管注意義務を負い（商法552条2項、民法644条），善管注意義務は、受任者の職業、地位、資格にあって一般に要求される平均人の注意義務を有する者が具体的な取引において必要とされる注意義務をいうところ、上記のとおり、取引参加者（取扱業者）が一般投資家に対して、投機性の極めて高い取引を勧誘してこれを受託し、手数料を得ることを業としていること、内閣総理大臣の登録を受けていること等からして、取引参加者（取扱業者）が委託者に対して負うべき善管注意義

務は、周到な専門家を標準とする高度の注意義務であるというべきであり、問屋が、一般に、買入れ委託の場合には委託者にとって最も利益になるように委託物品の買入れをしてその買入物品を委託者に引き渡すことを要し、販売委託の場合には委託者にとって最も利益となるように委託物品の販売をして、その販売代金を委託者に引き渡すことを要することからすれば、取引参加者（取扱業者）は、委託者にとって最も利益になるように取引を勧誘して取引を受託すべき、高度の一般的注意義務（「忠実義務」とでもいうべき義務）を負うというべきである（金融商品取引法第36条参照）。

このように、金融商品取引業者は、委託者にとって最も利益になるように取引を勧誘して取引を受託すべき、高度の一般的注意義務を負い、その注意義務の内容は、金融商品取引業者の業務を規律する金融商品取引法その他の法令諸規則によって具体化されることになる。

これら法令諸規定等は、その性質上、直ちには原告の損害賠償請求を導く私法的効果があるとまでは断じがたいとしても、その趣旨、内容が、総じて委託者が不測の損害を被らないように保護育成していくところにあるものであることからすれば、上記各法令諸規定等は、商品先物取引業者等が一般大衆から先物取引の委託を受けるにあたって、委託者に対する関係で負うべき注意義務の一内容を構成するものと解される。

以上のとおり、法令諸規則からしても、金融商品取引業者には、顧客に対し、その最も利益となるように勧誘、受託業務を行うべき高度の注意義務があることは明らかである。そして、その一般的注意義務は、具体的な基本契約の勧誘、個別取引の勧誘・執行に際して、具体的な注意義務として顕れる。

ウ 被告の違法行為

(ア) 一体的不法行為構成

取引参加者（取扱業者）の行為が、注意義務に反し、不法行為を構成するかについては、一般の顧客が取引参加者（取扱業者）に委託して株価指数証拠金取引を行う過程が、類型的に勧誘に始まり、株価指数証拠金取引委託契約の締結、同契約に基づく具体的な建玉、そして終局的な取引の手仕舞いという一連の形をとり、一般の委託者を保護するためには、右の一連の過程の全てについて適切な規制がなされることが必要不可欠であることから、このような一連の過程を全体的に考察してこれを判断すべきである。

(イ) 適合性原則違反

株価指数証拠金取引は、差金決済により精算されるものであるから、これを行う一般投資家等にとって、購入自体に意味があるのでなく、金融商品としての性質に注目して行われるものである。そして、広く金融商品に関与する者は、その商品に見合った財産、知識、情報収集能力、これらを的確に分析して自己の行動を判断する能力、十分な分析をなしうる時間、経験等が必要である。そのような知識、経験、情報収集、分析能力、財産が十分でない者は、当該金融商品を購入して「リスク」を負う適格性がない。

よって、当該金融商品について、豊富な知識、情報、経験を有し、一般投資家に対して当該金融商品取引を勧誘する者は、被勧誘者が、勧誘しようとしている金融商品の性質に照らして十分な知識、情報収集・分析、判断能力、経験、財産を有しているか、勧説しようとしている金融商品が被勧誘者の投資の目的に添つたものかを調査し（顧客熟知義務）、これが十分でない場合や、被勧誘者の投資の目的とは異なる金融商品（特にリスクの面において）を勧説することとなる場合には、勧説自体をしてはならないという、「適合性原則」（適格性原則）が導かれる（金融商品取引法40条参照）。

なお、適合性原則は、契約締結の勧誘の際にのみ問題となるものではなく、取引開始後も、個別的具体的取引を勧誘、受託するにあたって、顧客が適合性を欠くに至ったときには、取引の勧誘、受託をしてはならないとされる。

本件において、原告は証拠金取引に関する知識・経験を全く有しておらず、またリスクの高い証拠金取引を始めようという積極的な投資意向も有しておらず、ただ被告担当者による不招請勧誘を契機に取引を開始したに過ぎないので、取引開始からわずか1か月余りで、著しい過当取引により保有資産の全額はおろか会社や妻から借り入れたものも失っているのであり、原告の属性に照らして、明らかに適合しない取引の勧誘を行ったものといわざるを得ない。

(ウ) 新規委託者保護義務違反

取引所株価指数証拠金取引の取引参加者（及び外務員）は、委託者に対し、委託者が真に自己の相場判断に基づく注文をなしうるような知識、経験を蓄積させ、保護、育成し、十分な自主的判断がなしうるまでに不測の損害を被らせないように建玉を抑制し、過大な取引をさせたり、過大な取引を行うことを勧誘しないようにする新規委託者保護義務を負う。

本件についてみると、被告担当者らは、新規委託者であった原告に対し、平成26年5月に不招請勧誘を行って株価指数証拠金を開始させるや、本件取引を開始したわずか8日後には両建取引を行わせ、その後も常時両建状態を維持しながら、頻繁な売買を勧誘して手数料稼ぎを目的とした不当な過当・頻繁売買の勧誘を繰り返し、取引開始（平成26年6月2日）から取引終了（同年7月9日まで）までわずか1か月あまりの間に、全取引日28日の全日にわたり連日取引を行わせ、取引回数は91回、合計取引枚数は1105枚、同期間における新規建玉の総取引

高は16億0517万円に達するなど、一任状態を利用して新規委託者である原告が理解・把握することが不可能な、極めて異常とも言うべき大量の取引をさせているのであって、本件取引において新規委託者保護義務に反する勧誘が行われたことは明らかである。

(c) 説明義務違反

株価指数証拠金取引を勧誘する業者等は、取引の勧誘にあたって、株価指数証拠金取引の仕組み、危険性等について、被勧誘者の理解力に応じた説明を尽くす義務があり、これを怠った場合には、不法行為を構成する一根拠事実となる。また、説明義務が、顧客の理解のためになされるものであることからして、説明義務は、その履行の前提過程として一定の顧客調査義務と、その履行の過程として一定の顧客理解確認義務をも含んでいると解される。

本件において、被告担当者らは、取引を開始する前に、多数の資料を用いて、日経平均株価指数が上昇するという根拠を示し、他方で日経平均株価指数が下落する要因については一切説明することなく、あたかも本件取引を行えば容易に利益が得られるかのように誤信させるとともに（取引のリスクの矮小化）、株価指数証拠金取引自体の仕組みやリスクについて十分な時間をかけて説明することなく取引を開始させ、その後もFTSE100やDAXといった、原告には全く知識・経験がない株価指数についても十分な説明を尽くさずに取引を開始させ、さらに高額な手数料を設定している株価指数証拠金取引（対面取引・コンサルティングコース）において過当・頻繁売買を行えば徴収される手数料を上回る利益を上げることは相当に困難となることや、特定売買（両建、直し、途転、日計り、不抜け）と呼ばれる取引の内容及び特定売買を繰り返すことに大きなリスクが存在すること等について、原告が理解できるような説明をせず、むしろ両建取引については、「どちらに動いても抑

えがきくように、売りを建てましょう。」等とだけ申し向けて、あたかも両建が安全性のみを高める手法であると誤解をさせたまま頻繁にこれを行わせ、その結果新規委託者である原告に対し、不合理な特定売買を含む、過当・頻繁な取引を勧誘して、多額の損害（全て被告の手数料である。）を被らせたものであって、被告担当者らの説明義務違反は顕著であり、悪質である。

(イ) 一任売買

一任売買とは、取引につき、売付け又は買付けの区別、新規又は仕切りの区別、取引数量（枚数）、執行条件（成行、トリガ、指値）、注文手法（単一、I F D O N E, O C O, 建玉整理）、注文期限（当日、無期限）などについての顧客の具体的指示を受けないでその委託を受けることをいう。

一任売買が行われれば、顧客が、自らシビアな判断をして具体的な注文をすることにより、株価指数証拠金取引をすることの困難さ、危険性を身を以って実感し、株価指数証拠金取引についての実のある知識経験を得ることができず新規委託者保護育成義務の趣旨に反することは明らかである。また、株価指数証拠金取引が、しばしば顧客の利益と対立する取引参加者（取扱業者）の外務員に一任されると、過当売買、頻繁売買その他、顧客の利益を害する取引がなされる危険性が高いことからすれば、一任売買をしないことは取引参加者（取扱業者）ないし外務員の契約上の基本的義務であり、一任されて委託を受けることは、取引参加者（取扱業者）及び外務員の不法行為を構成させる一根拠事実となる。

本件において、原告は取引を開始してから市場開場日の全てにおいて取引をさせられ、著しく反復して売買しているところ、新規委託者であり、建築現場で肉体労働に就いている原告が、各株価指数の価格変動を把握したうえで、自らの意思で外務員に指示してこのような取引を行え

るはずがなく（それができるのであれば手数料の安価なオンラインコースでの取引を行えば足りる。），当然のことながら，原告は被告担当者から言われるがままの取引を行っていたに過ぎず，積極的に自ら投資内容を決定したことはただの一度もなく，本件取引は全て一任ないし実質的な一任によるものである。

(カ) 過当頻繁売買，無意味な特定売買

別紙1建玉分析表のとおり，本件取引の客観的履歴をみれば，原告の知識経験不足，理解欠如に乗じて，被告担当者らが手数料稼ぎを行ったことは明らかである。さらに本件では，不定見な頻繁売買を行った場合に生じる，経済的合理性を欠く（あるいは乏しい）「直し」，「途転」，「日計り」，「両建」，「不抜け」といった特定売買が多数存在し，特に當時「両建」や合理性のない不抜け，日計り等，取引が客殺しの意図のもとで手数料稼ぎの道具として用いられた。

本件における取引の客観的履歴は別紙2株価指數証拠金取引分析シート記載のとおりであって，月間回転数（売買回転率）が43.78回，特定売買比率が70.37%（直し14回（14回），途転5回（3回），日計り3回（3回），両建16回（9回），不抜け10回（9回）。括弧内の数値は，1つの取引が複数の特定売買に該当している場合には，1つと数えて算出した数値。），その結果損金に占める手数料の割合（手数料化率）は111.92%にも上る。つまり，取引だけ見れば約70万円の利益が出ているにもかかわらず，約1か月間で約830万円という多額の手数料を支払っていることから大きな損失が生じており，上記数値はいずれも異常なまでに高い数値である。

また，本件取引は，約1か月程度の間に，1105枚の取引を行っているところ，その保有日数をみると，日計りは130枚（全取引枚数の約11.8%），3日以内は595枚（約53.8%），5日以内は6

55回（約59.3%），7日以内は685枚（約62%）であった。半数以上の建玉が保有日数が3日以内の間に仕切られており、その結果わずか1か月で手数料が約833万円にも上っているのであり、明らかに手数料稼ぎを目的として、原告の採算を度外視した取引を勧誘していたとしか考えられない。

さらに、本件においては、當時両建という手法により、手数料稼ぎを目的とした不合理な取引を強いられている。両建は、価格変動による差損益が生じにくくなる反面、（建玉整理による決済を選択しない以上）委託手数料が倍かかってしまい、顧客の側から両建という手法をみれば、手数料が倍かかる上、少ない枚数で多枚数分の手数料額を抜かなければならず、手数料が高い対面取引（コンサルティングコース）では全く合理性がなく、當時両建状況に置いたまま新規の取引を繰り返すことは、「損失を緊急避難的に固定して時間を稼ぐ」等という両建における唯一の効果すら存在せず、両建によるデメリットしか存しないことから、著しく合理性を欠く取引であるといわざるをえない。

加えて、平成26年6月26日、日経225を40枚15,335円で売建てたにもかかわらず（値下がりを期待しての建玉である。），同日中ほとんど値動きがないまま、23円値下がりした15,312円で買仕切りが行われている（不抜け。この取引の手数料は25万9200円。）。なお、手数料は1枚往復日計りで6480円であるから、1枚64.8円=65円以上有利に値動きしなければ利益が出ないにもかかわらず、短期間で、手数料抜け幅分の価格変動も生じていないにもかかわらず、仕切ってしまうのでは、ただただ手数料分だけ損失が嵩んでいくことは明らかであり、到底合理性を欠くものと云わざるを得ない。

(4) 仕切り拒否・仕切り回避

株価指数証拠金取引業者は、顧客の取引を市場に取次ぐことを業とする者であって、顧客からの注文を拒否し、あるいはこれを回避しようすることは、自己責任に基づく投資行動を著しく妨げるものであって、違法性を有することは明らかである。

本件では、上記のとおり原告は平成26年7月9日16時ころに「もうこの電話で全ての取引を終了してほしい。とにかく今やめたい。」と電話をかけたが、電話に出た被告担当者上村は「売105枚、買112枚だから、出っ張ってる7枚の買だけ先に落とす注文なら受注できる。残りは建玉整理で落とせるので、やめたのと同じである。私は（原告と）面識がないので、今は、建玉整理はできない。後は担当者の野口と相談してほしい。」旨告げて、言を左右にして20分以上原告の注文を拒否し続け、あるいはこれを回避した。その後も、原告は何度も「全ての取引を決済してほしい」旨告げたにもかかわらず、被告担当者らは結局17時30分ころまで決済の注文を受注しなかったのであり、このような仕切り拒否・仕切り回避は、（実質的）一任売買が行われていたことを強く推認させる間接事実であるとともに、それ自体が悪質な違法行為である。

二 被告の責任

被告担当者らの上記一連の行為は、社会通念上、多額の損をすることの多い投機取引である証拠金取引を取り扱う外務員の行為として許された域をはるかに超えたものであり、その手口は、はじめから客に損をさせる意図がありながらそれを秘し、甘言、詐言を弄して、株価指数証拠金取引を行う積極的な意思も能力もない原告を、強引かつ狡猾に取引に引き入れた後、投入資本の大部分を失う恐怖心を巧みに助長、利用して出来るだけ多くの金員を証拠金名下に詐取するというものであり、悪質な違法行為で

あると言わざるを得ない（民法709条）。しかもその違法行為は、本件株価指数証拠金取引の経過・態様や、被告担当者らの違法勧誘行為を認定した裁判例が積み重なっていること等に照らし、被告の通常の受託業務とは異質な偶発的なものと考えることはできず、むしろ、被告の営業方針・営業姿勢に由来する構造的現象ともいべきものであるから、被告は、固有の不法行為責任を負い（民法709条），仮にそうでないとしても、上記被告担当者らの違法行為が被告の業務の執行としてなされたものであることは明らかであるから、被告は、民法715条1項に基づき、使用者責任を負う。

（被告）

ア 取引所株価指数証拠金取引の仕組みに関する一般的説明は認め、その余の原告の評価及び見解については否認ないし争う。

原告は、株価指数証拠金取引について商品先物取引と類似している点から違法性を主張するが、株価指数証拠金取引は、商品先物取引に比べて、取引の対象が日経平均株価である点で、委託者になじみがあり、相場の判断も理解し易いこと、限月がなく、取引の終了の判断を迫られることがないこと、ロスカットがあり、予想外に大きな損失が生ずることがない、リスクの小さい取引であることから、商品先物取引での議論が必ずしも妥当するものではない。

イ 取引所株価指数証拠金取引業者が、委託者に対して一般的注意義務を負うことについては認めるが、原告の主張する注意義務を有することは争う。

ウ(ア) 原告の主張ウ(ア)は、否認ないし争う。

(イ) 原告の主張ウ(イ)のうち、一般的説明については認めるが、原告の評価及び見解については否認ないし争う。

原告の主張ウ(イ)の事実のうち、本件取引に関する原告主張の事実は、否認ないし争う。

原告は、本件取引を行う前に、約30銘柄に及ぶ株式の取引を行っていた経験があり、自分の判断で取引を行う知識及び経験を有していたし、大久保から取引所株価指数証拠金取引のリスクを含めた説明を受け、自らの意思で取引を開始している。また、原告は、口座開設当時、年収を960万円、金融資産1000万円と申告しており、このような資産状況に照らせば、本件取引が適合性を欠く、過当、過量な取引であるとはいえないし、原告は、日々の取引により、差金決済取引に関する経験及び知識も身に付けていた。

そもそも、くりっく株365は、店頭デリバティブ取引ではないから金融商品取引法における不招請勧誘禁止の対象でもない。

(イ) 原告の主張ウ(イ)のうち、取引所株価指数証拠金取引の取引参加者に、新規委託者に対する一般的注意義務があることは認めるが、その注意義務の内容が、原告の主張する内容であること、その余の原告の評価及び見解は否認ないし争う。

原告主張の事実のうち、平成26年6月2日に取引を開始したこと及び取引開始の8日後に両建取引をしたことは認め、その余は否認ないし争う。

原告は、過去に株式取引の経験があり、その仕組みや変動要因について十分理解していたものであり、原告が、新規委託者に該当するとしても、被告は、下記(イ)のとおり、日経225、FTSE100、DAXのそれぞれの仕組み及び危険性について説明をしているから、被告に新規委託者保護義務違反はない。

(エ) 原告の主張ウ(エ)のうち、取引所株価指数証拠金取引の勧誘を行う業者が、勧誘に際して一般的な説明義務を負うことは認めるが、その注意義務の内容が、原告の主張する内容であること、その余の原告の評価及び見解は否認ないし争う。

原告主張の事実は、否認ないし争う。

被告は、平成26年5月29日、くりっく株365の取引要綱を使用して、日経225の仕組みやリスクを説明し、さらに、取引所株価指数証拠金取引に関する約款及び取引所株価指数証拠金取引説明書などを交付し、さらに詳細に説明した。その後、原告は、本件アンケート等や本件約諾書に記入をし、本件取引の仕組みやリスクを理解したとする欄の「□はい」にチェックをしている。

また、FTSE100については同年6月4日に、DAXについては同月11日に、それぞれ須崎が電話で説明を行い、証拠金額、手数料額、株価指数の説明等をしている。

(イ) 原告の主張ウ(オ)のうち、一任売買の一般的な説明については認めるが、その余の原告の評価及び見解は否認ないし争う。

原告主張の事実は、否認ないし争う。

被告は、原告に対し、頻繁に電話による情報提供を行っており、原告は、自らの株式取引での経験と被告からの情報提供に基づき、相場観を持って被告自身で判断し、取引をしていたものである。

(カ) 原告の主張ウ(カ)は、否認ないし争う。

原告の主張する売買回転率、手数料化率をもって違法性を基礎づけることはできず、特定売買の存在自体も、それぞれに意味があり、その存在自体で違法、不当を基礎づけるものとはいえない。

(キ) 原告の主張ウ(キ)は、否認ないし争う。

被告において、原告の担当者は野口であったところ、同年7月9日に原告から電話があった際に対応したのは野口ではなく、上村であったため、原告の状況も分からず、野口において本人等の確認をした上で決済した方がよいと判断したものである。買玉と売玉の差の7枚のみを決済しておけば、手数料も変わりがなく、その後、野口によって確認をした

上で仕切ったとしても経済的な効果は同様であるため、上村の対応は、原告に、被告との取引を継続させて原告から更に手数料収入を得ようとしたものではない。

(工) 原告の主張工は、否認ないし争う。

(2) 損害について

(原告)

原告は、被告の不法行為により損金相当損害金749万9325円の損害を被り、また、本件のごとき専門的な取引について争いとなっている訴訟事件については、弁護士である訴訟代理人を選任せざるを得ないから、弁護士報酬等の全額が被告らの本件不法行為と相当因果関係を有する損害であるといるべきところ、原告はそのうち75万円を請求するから、損害額の合計は824万9325円である。

(被告)

原告の主張は、否認ないし争う。

(3) 過失相殺

(被告)

これまで主張してきた事実からすると、原告は、取引所株価指数証拠金取引の仕組みやリスクを理解する能力を有しており、相場状況をパソコンで確認したり、被告担当者らと面談したりするなど、自ら積極的に情報を収集し、主体的に取引を行っていたと認められるから、原告が、本件取引により損害を受けたこと及びその拡大については、被告担当者らの行為にのみに起因するものでなく、原告の取引に対する積極性、主体性にも原因があったことは否定できない。

よって、上記(1)ウ(ア)ないし(キ)の事実に基づき、損害の公平な分担の見地から、本件においては過失相殺がなされるべきである。

(原告)

被告の主張は争う。

取引的不法行為（特に本件のような投機勧誘に関する不法行為）においては、通常、加害者の故意（または過失）が、被害者の過失に先行し、加害者の故意（または過失が）誘引、契機となって被害者の過失が惹起され、両者に独立性はない。被害者の過失は、加害者の故意行為、過失行為が存在する時間・場所において後続的に発生し、加害者の故意または過失に追従する。そして、加害者の故意（または過失）は被害者の過失に対する因果力を持ち、その発生を誘引、推進し、被害者の過失の程度を増長させ、加害者が当初から目的とする損害の発生（加害者の利益）へと向わせる。被害者の過失の態様、程度は、加害者が容易にコントロールすることが出来る。

そして、いわゆる「自己責任の原則」についても、当該金融商品の取引をするか否かを、内容とリスクを理解した上で自発的な意思で決定する自己決定権を行使した結果、負担したりスクが現実化したときには、その効果が及ぶということであり、これは当然のことである。しかし、「自己決定権を行使した結果」であるという前提について検討するにあたって、古典的な「契約自由の原則、私的自治の原則」に基盤をおくとすれば、そのような理解は誤りである。現代社会においては、当事者対等に代わって、事業者、専門家と、消費者、素人の間に、歴然とした情報収集力、分析力、交渉力等の格差が存在しており、しかも、金融商品においては、その格差は特に大きくなっている。金融商品はそもそも目に見えず手にとって品質や機能を確かめることもできない。情報格差によるのみでも、画一的な「自律的で強い人間像」を前提とした自己責任の原則は、当然のことながら変容を余儀なくされているのであり、消費者契約法などの趣旨を考えると、古典的な「自己責任の原則」は、金融商品販売においては、明確に修正されているのであって、「自己責任の原則」を理由として過失相殺をするためには、十分かつ正確な説明、情報が提供されて、顧客が自発的な意思決定をすることができたことが当然の前

提となるのであって、これがない場合には、過失相殺をすることはできないというべきである。

本件取引における被告の不法行為は、被告担当者らの故意によるものであり、しかも、業として、組織的、日常的になされたものであり、商品取引員がする商品取引の勧誘として許されるべき範囲を著しく逸脱し、無理解、無思慮、知識のなさ、経験のなさに乘じて不当に過大な利得を得ようとする行為であって、公序良俗に著しく反するものであるといわなければならない。原告には、過失と評価されるべき行為はない。

第3 当裁判所の判断

1 本件取引の経過について

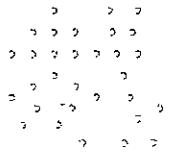
前提となる事実等、証拠（甲19、乙19、20、証人奥村、証人須崎及び原告本人。ただし、下記認定に反する部分を除く。）のほか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和 [] 年生まれで、[] 高校中退後、一貫して金属工事施工業（サッシ・ドア等）に現場作業員として従事した後、平成25年1月に金属工事施工（サッシ・ドア等）を業とする[A]を設立し、日中は、ビルや商業施設等の建築現場でサッシ・ドア等の取付、交換、修理等を行っている。

(2) 原告の経営する[A]は、平成26年5月下旬頃、インターネット上に求人広告を掲載していたところ、その広告を見た被告担当者の大久保は原告宛に電話をかけ、原告は、面談の申入れを了承した。

それまで、原告は、株式の現物取引を30銘柄ほど行った経験を有していたが、証拠金取引の経験はなく、知識もなかった。

(3) 被告担当者の大久保と奥村は、同月29日、原告宅近くのファミリーレストラン（ジョナサン）で、原告に対して取引の勧誘を行い、主に奥村が、資料（甲5～7）を示して、企業業績や欧米株式市場（主要先進国株価指数）と比較して日経平均株価は割安であること、日本企業の業績改善が続いている



る中で主要国株価の推移を比較すると日本が取り残されていること（値上がりしていないこと）や信用買いが減少しており、将来の売り圧力が和らぐことで、相場の戻りに弾みがつくこと、高水準となっていた空売り比率が減少傾向にあり、買戻しの余力が強くなつて、相場の戻りを加速させること、厚生年金と国民年金の積立金の管理運用を行う年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）の運用資産額は、約129兆円という世界最大の年金基金や年金基金を運用する信託銀行が、日本株の運用比率を高める動きを強めており、それに伴つて海外短期筋の買戻しが強まつてゐることなどの説明を行い、さらに、ロスカットの説明や日経平均株価が2087円上昇した場合のシミュレーション（手数料の額についてはコンサルティングコースを前提とする。）を手書き（乙12）で説明したが、ロスカットの説明はあったものの、日経平均株価が下がつた場合についてのシミュレーションや取引手数料が安いオンラインコースについての十分な説明はされなかつた。

(4) 前記(3)の際、大久保と奥村は、原告に対して、取引所株価指数証拠金取引について、いずれも20ページ以上ある取引所株価指数証拠金取引に関する約款（甲13）や取引所株価指数証拠金取引説明書（甲14）を交付して、5分から10分程度で証拠金取引についての説明をした。

(5) その際、原告は、証拠金取引の経験がなかつたため、自主的に取引をすることが難しい旨告げたところ、被告担当者から、「初めはコンサルティングコースで担当者と相談しながら取引をしてください。慣れてくれば、オンラインコースにして自分で取引をすることもできます。」などといわれ、手数料のことは深く考えずにコンサルティングコースで、取引に応じることにした。

(6) 原告は、同日、取引所株価指数証拠金取引を開始するための口座等を開設することとして、本件アンケート等や本件約諾書に押印するため、一度車で

自宅に戻り、印鑑を持って、勧誘を受けたファミリーレストランに戻り、これらの書類に記入し、押印して、完成させた。なお、前記(3)ないし(6)のやりとりは約2時間であった。

本件アンケート等の記載内容は、前提となる事実等(6)イのとおりである。

なお、本件アンケート等において、原告は、金融資産の合計1000万円等と記載しているが、実際には預貯金は100万円程度しかなく、さらに株式（時価500万円程度）を加えても600万円前後であったが、これは500万円以上の取引を被告との間で行うために、そのように記載する必要があるとの説明を受けて記載したものである。

- (7) 原告は、同年6月1日、被告に対し500万円を預託すべく、被告に送金し、翌日、被告の口座に着金した。（前提となる事実等(7)）
- (8) 原告は、同月2日、別紙1建玉分析表のとおり、日経225につき40枚を購入し、取引を開始した。
- (9) 原告は、同月3日、須崎から取引の追加資金として300万円を追加入金するよう言われ、被告に対し、同日に250万円を、同月4日に50万円を各送金した。
- (10) 須崎は、同年6月4日、原告に対し、FTSE100の取引の提案やDAXの説明を行い、取引への勧誘をし、原告は、同日からFTST100を成り行きで50枚購入し、同取引を始めた。（乙13）
- (11) 須崎は、同日の取引後、原告に会い、FTSE100の取引の説明やDAX取引の説明を行った。（乙13）
- (12) 須崎は、同月5日、別紙1建玉分析表のとおり、日経225の50枚を売却することを提案し、それに従った原告は、一定の利益を出したが、須崎は、さらに、その日のうちに日経225を合計50枚購入することを提案し、原告はこれに応じた。
- (13) 原告は、須崎の示唆を得て、同月9日、午前8時30分に、利益が出てい

た日経225を50枚売却し、仕切ったが、その18分後には、須崎の示唆で再び日経225を50枚購入した。

(14) さらに、須崎は、同月9日、原告に対し、外国為替証拠金取引であるFX取引の勧誘も行い、原告は、そのための口座を開設した（ただし、取引は行わなかった。）。

(15) 原告は、須崎からの勧誘により、別紙1建玉分析表のとおり、同月11日からDAXの取引も始めた。

(16) その後、原告は、被告との間で取引を続けたが、同年7月9日に全ての建玉を仕切るまでの間、別紙1建玉分析表のとおり、その間の全28日の営業日の全てで取引を行い、そのうちほとんどの取引日において、1日に数回の取引を行った（全91回）が、いずれも被告担当者らを介しての取引であり、原告から取引を持ちかけたり、積極的に被告に電話をかけて行った取引はなかった上、取引に際して、被告担当者の方から委託手数料に言及することもなかった。（乙14）

(17) 前提となる事実等(8)ウのとおり、原告は、本件取引により、売買損益としては77万円の収益を上げ、金利・配当としても6万8725円を取得したが、被告に対する売買の委託手数料として833万7600円を要した。

2 以上を前提に検討する。

(1) 本件取引の特質と適合性原則違反等について（争点(1)ア、ウ(イ)について）
金融商品取引法40条1号は、金融商品取引業者等が、業務の運営の状況として、金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなったり、欠けることとなるおそれがあることはならないよう、その業務を行わなければならないとして、適合性原則について定めている。

このような公法上の業務規制に違反しても、直ちに不法行為を構成すると

解されるものではないものの、証券会社の従業員が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性原則から著しく逸脱した金融商品取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は、不法行為法上も違法になるものと解される。そして、不法行為の成否について顧客の適合性を判断するに当たっては、具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要があるというべきである（最高裁平成17年7月14日判決参照）。

本件取引は、取引所株価指数証拠金取引であつて、レバレッジのあるものであるから、株式の現物の売買に比較して、投機性が高く、経済的危険性も高いものであり、その取引手法自体の理解にもやや困難な部分があるといえる。他方で、取引の対象である株価指数は経済的指標として一般性のある数値と考えられること（とりわけ、日経平均株価については日本国内において広く知られた数値といえる。）、取引自体に取引の決済期限である限月の定めがなく、必ずしも短期間での決済を余儀なくされるものではないこと（弁論の全趣旨）との事情も認められる。

そして、原告は、証拠金取引については経験がなく、Aの経営者ではあるものの、工事現場作業を中心に活動しており、経済的知識もそれほど有しているとはいえないなかつたが、その一方で、多数の銘柄に投資するなど、一定の株式売買の経験を有していたこと、年齢も30代半ばであり、金融資産についても、預貯金は少なかつたが、株式を時価500万円程度有しており、調達できる資金があつたこと、勧誘を受けるまでに取引所株価指数証拠金取引を検討したことはなかつたが、被告担当者らの勧誘によりコンサルティングコースから開始することにして、取引を開始する意向を持つに至ったこと（甲19）に照らせば、本件取引を原告に対して勧説したことが、適合性原則から著しく逸脱した証券取引の勧説をしたものであったとは認められない（な

お、原告は、適合性原則違反については、取引開始後の個別的具体的な取引の勧誘に当たっても問題となると主張するが、その点については、後記(3)の過当頻繁売買等の関係で考慮することとする。)。

(2) 説明義務違反について（争点(1)ウ(エ)について）

本件において、被告らは、当初の勧誘に当たり、原告に対して相当の時間をかけて説明をしたものと認められる。しかしながら、被告担当者らの説明の内容は、取引所株価指數証拠金取引の説明については、取引所株価指數証拠金取引に関する約款や取引所株価指數証拠金取引説明書を使用した説明は10分程度しかなく、日経平均株価の変動予測や景気動向に関するものが中心であったと認められる。（上記1(3)）

そして、取引所株価指數証拠金取引について知識のなかった原告が、説明の後、すぐさま本件取引の口座を開設し、取引開始当初から500万円もの資金をつぎ込んでいること、それまで、原告が、取引所株価指數証拠金取引を検討したことがなかったこと、本件取引は限月の定めのない取引であるのに、原告が、短期間の保有での取引を当初から多く行い、多額の手数料が発生する結果となっていることからすれば、被告担当者らにおいて、本件取引の危険性（売買による損失の発生）のほか、取引を繰り返すことで多額の手数料を要することになる点についての説明が十分に行われなかつた結果、原告も、そのことを理解していなかつたものと認められる（また、後記(3)の被告が勧誘した取引の内容からすれば、そのような原告の理解状況については、被告担当者らも認識していたものと推認される。）。

以上によれば、被告担当者らには説明義務違反があつたといるべきである。

(3) 新規委託者保護義務違反、過当頻繁売買、無意味な特定売買等について（争点(1)ウ(ウ)、(カ)について）

本件において、別紙1建玉分析表のとおり、原告の売買は、取引開始当初から終了までわずか1か月強の期間中に、全営業日の28日の全日にわたり、

9・1回に及ぶものである。

そして、これらの売買には、特定売買とされる「直し」「途転」「日計り」「両建」「不抜け」が相当数みられることや、商品先物取引と異なり、決済時期が定められておらず、一定期間保有していても、金利はかかる（それ自体は大きなものではない。）ものの、決済しなければならない時期（限月）があるわけではないのに、全期間1105枚の取引のうち保有日数0日（日計り）では130枚、同3日以内では595枚、同5日以内では655枚、同7日以内では685枚（いずれも争いがない）と、取引の過半数が短期間で終了していることが認められる。確かに、特定売買にも合理的な理由がある場合もあるが、本件では、特にそのような事情は見受けられず、被告担当者らから情報提供等を受ける代わりに高額の手数料を支払うこととなるコンサルティングコース（前提となる事実等(6)エ）でありながら、原告の損益にかかわる委託手数料について、被告担当者らが配慮を払った形跡はなく、こうした状況からすると、原告の取引については、被告の手数料稼ぎのために、過当な頻繁売買が勧誘されたものであったというべきである。

被告は、いずれの取引も原告の発注によるものであると主張し、原告も勝手に売買をされたとまでは主張していない（もっとも実質において一任売買であったとの主張はしている。）ものの、本件において、原告から積極的に取引を行なおうとした形跡はなく、専ら被告担当者らからの電話による勧誘に基づいて売買が行われたものであったと認められる。本件取引の取引回数や取引量が取引開始当初から多かったこと、取引対象にはFTSE100やDAXという、原告が知識を有しない指標が含まれていたこと、前記1⑫、⑬のように手数料を含めて考慮すれば、原告の利益になるとは評価しがたい取引が勧誘されていること、本件取引の終了の際に、被告担当者らが直ちに全ての取引を決済することに応じない態度をとっていたこと（甲19、別紙1建玉分析表）などを考え併せれば、本件取引の多くにおいて、原告が主体的

に取引を行うのではなく、事実上被告担当者らに判断を委ねるような形での取引が行われていたと推認され、その中で、上記のように、過当な売買が勧誘されているものであるから、その勧誘に原告が応じて、原告の了解のもとで本件取引が行われていたことは、被告担当者らの勧誘の違法性を搖るがせるものではない。

(4) 上記(2)及び(3)からすると、被告担当者らの勧誘には、原告に対する説明義務違反及び過当売買の勧誘等が認められその余の点について検討するまでもなく、被告担当者らの行為は違法であると認められる。

そして、本件においては、被告担当者らが説明責任を十分に果たさないまま、取引を勧誘して取引が開始され、その後も手数料稼ぎのための過当売買等の勧誘が行われたのであるから、その不法行為の違法性は、取引全体に及ぶと解される。

(5) 被告担当者らの本件取引の勧誘行為は、上記のとおり、不法行為に該当し、これが被告の事業の執行につき行われたものであることは明らかであるから、被告は、その従業員の当該行為によって原告が被った損害を賠償すべき使用者責任を負う。

3 損害について

(1) 取引損失

原告の本件取引による、売買利益は77万円、金利・配当によって取得した金額が6万8275円、委託手数料が833万7600円であることは争いがないから、原告は、結局のところ、本件取引により749万9325円の取引損失を被り、これは被告担当者らの不法行為による損害と認められる。

(2) 弁護士費用

本件の弁護士費用としては、75万円が不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。

4 過失相殺について

前記1のとおり、本件においては、本件取引の危険性や手数料負担についての説明が不十分のまま、被告担当者らによって、意図的な手数料稼ぎのために過当取引が勧誘されたものといえ、上記2(1)のとおり、発生した取引損失もすべて被告の手数料に相当するものであったこと、原告は、取引の開始後、本件取引による手数料負担が多額に上ることを自ら認識した後は比較的短期間に本件取引を終了させていること(甲19、原告本人)といった事情を考慮すれば、本件において、過失相殺をすることが相当とはいえない。

よって、被告の主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第18部

裁判長裁判官 千葉和則

裁判官 西臨太郎

裁判官矢野紀夫は転勤のため署名できない。

裁判長裁判官 千葉和則

表“析”分“玉建

〔金件に判定〕不存有、不重複、商品亂化、限日無得、合算無し、約定期日無期、対応日無期、登録N.O.

No.	商品名	單節	新規素引	總數	約定金額	所報/先委託	貿易	新規/先委託	新規/定期金	定期預付金	定期預付料	定期預付金	定期預付料
1	2014/06/02 日替205	18-57		15001	80,000,000			40	0	40			
2	2014/06/03 日替225	12-19		16022	35,055,000			10	0	50			
3	2014/06/03 日替225	16-18		16022	36,044,000			20	0	70			
4	2014/06/04 日替205	16-19		16022	36,044,000			50	0	120			
5	2014/06/05 日替225	06-35	2014/06/02 18:37	16115	84,070,000	40/正		0	90	456,000	480	345,000	109,920
6	2014/06/05 日替225	06-35	2014/06/03 16:48	16115	15,115,000	10/正		0	95,000	100	85,000	6,500	116,420
7	2014/06/05 日替225	10-04		16092	45,275,000			30	0	100			
8	2014/06/05 日替225	11-19		16027	30,054,000			20	0	120			
9	2014/06/05 日替205	16-35	2014/06/04 16:10	16728	13,595,000	20/正		0	100	72,000	60	172,000	-264,960
10	2014/06/06 日替225	06-32	2014/06/03 12:39	16142	15,142,000	10/正		0	90	87,000	120	65,000	-127,960
11	2014/06/06 日替225	06-32	2014/06/03 16:48	16142	15,142,000	10/正		0	80	120,000	120	65,000	-94,480
12	2014/06/06 日替225	06-32	2014/06/05 11:09	16142	30,284,000	20/正		0	60	230,000	40	172,800	-37,320
13	2014/06/06 日替225	10-05		16069	75,346,000			50	0	110			
14	2014/06/06 日替205	16-55		16828	13,675,000			20	0	130			
15	2014/06/09 日替225	09-30	2014/06/06 10:05	16106	75,936,000	50/正		0	80	585,000	100	432,000	152,960
16	2014/06/09 日替225	09-44		16221	76,105,000			50	0	130			
17	2014/06/10 日替225	09-06		16139	131,119,000	60/正		80	190				
18	2014/06/10 日替225	11-23		16050	120,486,000			80	0	130	832,000	518,400	115,600
19	2014/06/10 日替225	14-30		16000	45,000,000	30/正		10	130				
20	2014/06/10 日替225	17-37		14053	14,963,000			10	30	140			
21	2014/06/11 日替225	12-03	2014/06/10 17:37	16046	16,016,000	10/正		30	130	95,000	20	66,400	235,760
22	2014/06/11 日替225	12-52		16041	75,225,000	50/正		80	130				
23	2014/06/11 日替225	16-00		16075	75,375,000			50	80	180			
24	2014/06/11 日替225	16-46		16061	19,922,000	20/正		100	160				
25	2014/06/12 日替225	09-39		16031	74,655,000	50/正		160	180				
26	2014/06/12 日替225	10-02	2014/06/10 14:30	14083	44,648,000			30	120	180	351,000	-300	359,200
27	2014/06/12 日替225	12-17		14061	29,922,000			20	100	180	154,000	-160	172,800
28	2014/06/12 日替225	15-30		16060	19,922,000			20	80	180	42,000	-100	172,800
29	2014/06/12 日替225	17-10	2014/06/04 16:10	16310	17,950,000	25/正		90	165	5,000	-20,350	216,000	-190,650
30	2014/06/13 日替225	10-09		16061	29,722,000			100	155				
31	2014/06/13 日替225	12-27	2014/06/11 12:52	16013	23,369,500			15	85	165	132,000	-150	129,600
32	2014/06/13 日替225	14-56		16082	30,124,000	20/正		105	165				
33	2014/06/13 日替225	16-07	2014/06/11 15:00	16111	37,777,500	25/正		105	130		30,000	250	216,000
34	2014/06/13 日替225	16-26		16005	45,205,000			30	105	160			
35	2014/06/16 日替225	08-32		16063	45,156,000			30	105	160			
36	2014/06/16 日替225	10-57		14098	44,695,000	30/正		105	190				
37	2014/06/16 日替225	16-41	2014/06/13 14:49	14065	14,963,000			10	125	190	99,000	-20	
38	2014/06/17 日替225	11-06		16018	75,093,000	50/正		175	190				
39	2014/06/18 日替225	11-17	2014/06/11 11:08	16061	75,255,000			50	125	190	-165,000	-100	432,000
40	2014/06/18 日替225	16-09	2014/06/06 16:55	16074	13,595,700	20/正		125	170	-105,000	-18,960	172,800	-261,320
41	2014/06/18 日替225	16-09	2014/06/04 16:10	16704	3,382,000	5/正		125	165	-25,000	-4,725	43,200	-63,475
42	2014/06/19 日替225	19-12		16105	15,185,000			125	175				
43	2014/06/19 日替225	20-14	2014/06/16 08:52	16145	-16,036,000	30/正		125	145				
44	2014/06/19 日替225	21-18		16350	45,059,000			125	175				
45	2014/06/20 日替225	10-12		16088	39,775,000			125	195				

（金件に判定）「付木有、不有、重複有、商品混合、限月無保、会算等：無し」
特定完買判定方法：バターン

卷之三

No.	拘束日付	商品名	場所	数量	発送金額	貿易実績	積荷手数料	積荷手数料金	運賃算定	運賃算定	
										重量/単位	充積
46	2014/06/20	口絶225	11:25	2014/06/05 00:00-01:04	15436	45,305,000	30	上	105	1,002,000	255,200
47	2014/06/23	口絶225	08:30	2014/06/13 16:20	15445	45,335,000	30	上	105	1,005,000	255,300
48	2014/06/23	口絶225	08:30	2014/06/19 11:18	15445	45,335,000	30	上	105	285,000	255,300
49	2014/06/23	口絶225	08:30	-	15445	92,676,000	-	新	60	125	120
50	2014/06/23	口絶225	08:30	-	15445	15,329,000	-	新	10	125	120
51	2014/06/24	口絶225	08:42	2014/06/19 08:48	15447	30,685,000	20	上	105	155	155
52	2014/06/24	口絶225	11:45	-	15447	15,355,000	-	新	10	125	125
53	2014/06/24	口絶225	11:45	-	15447	15,429,000	-	新	10	125	125
54	2014/06/25	口絶225	04:37	2014/06/24 16:36	15448	15,288,000	10	上	125	165	135
55	2014/06/25	口絶225	11:54	2014/06/11 16:00	15448	30,682,000	20	上	125	145	432,000
56	2014/06/25	口絶225	11:54	-	15448	61,343,000	40	新	105	145	145
57	2014/06/25	口絶225	11:54	2014/06/13 14:09	15449	15,312,000	-	上	10	105	145
58	2014/06/25	口絶225	14:45	2014/06/25 08:30	15450	81,246,000	-	上	40	115	145
59	2014/06/27	口絶225	08:39	-	15450	16,307,000	-	新	10	115	145
60	2014/06/27	口絶225	11:36	2014/06/27 08:38	15451	15,144,000	10	上	115	145	145
61	2014/06/27	口絶225	11:36	-	15451	45,360,000	30	新	10	125	145
62	2014/06/28	口絶225	08:46	2014/06/27 11:10	15452	30,312,000	-	上	20	125	145
63	2014/06/29	口絶225	11:35	2014/06/11 15:30	15453	7,854,000	5	上	125	140	140
64	2014/06/29	口絶225	08:47	2014/06/27 11:10	15453	15,317,000	-	上	10	115	140
65	2014/06/30	口絶225	11:16	-	15453	35,350,000	25	新	10	140	140
66	2014/06/30	口絶225	15:16	-	15454	30,614,000	20	新	10	125	140
67	2014/07/01	口絶225	15:18	2014/06/09 08:48	15454	7,681,000	5	上	160	135	10,500
68	2014/07/01	口絶225	15:19	-	15454	36,694,000	-	新	20	160	165
69	2014/07/02	口絶225	08:47	2014/07/01 08:18	15455	39,655,000	10	上	125	165	165
70	2014/07/03	口絶225	13:15	-	15455	45,987,000	30	新	10	165	165
71	2014/07/03	口絶225	15:16	-	15456	15,586	-	新	20	165	175
72	2014/07/04	口絶225	12:34	2014/07/03 15:58	15457	30,742,000	20	上	165	165	165
73	2014/07/04	口絶225	15:47	2014/07/03 13:16	15458	30,696,000	20	上	125	165	165
74	2014/07/07	口絶225	11:00	2014/06/23 16:09	15459	15,374,000	10	上	145	145	145
75	2014/07/07	口絶225	17:00	2014/06/24 11:19	15460	15,314,000	10	上	145	135	135
76	2014/07/08	口絶225	09:00	2014/07/01 10:16	15461	30,656,000	-	上	20	125	135
77	2014/07/08	口絶225	12:05	-	15462	30,656,000	20	上	125	115	120
78	2014/07/09	口絶225	11:08	2014/07/03 16:58	15462	30,656,000	-	上	10	115	115
79	2014/07/09	口絶225	11:08	-	15462	15,280,000	-	新	10	105	115
80	2014/07/09	口絶225	11:08	2014/07/03 13:15	15463	15,291,000	-	上	10	105	115
81	2014/07/09	口絶225	13:14	2014/06/19 08:12	15464	4,570,000	3	上	105	115	115
82	2014/07/09	口絶225	17:28	2014/06/19 08:12	15465	10,705,500	7	上	105	105	97,300
83	2014/07/09	口絶225	17:28	-	15465	30,650,000	20	上	125	115	120
84	2014/07/09	口絶225	17:28	-	15466	30,656,000	-	上	20	145	165
85	2014/07/09	口絶225	17:28	-	15466	15,292,000	-	新	10	125	165
86	2014/07/09	口絶225	17:28	-	15467	30,592,000	-	新	20	55	55
87	2014/07/09	口絶225	17:37	2014/06/23 10:57	15468	45,888,000	30	上	25	25	450,000
88	2014/07/09	口絶225	17:37	-	15468	45,888,000	-	新	30	25	450,000
89	2014/07/09	口絶225	17:38	2014/06/09 08:46	15469	15,295,000	10	上	25	15	15
90	2014/07/09	口絶225	17:38	-	15469	15,295,000	15	上	10	15	15
91	2014/07/09	口絶225	17:38	2014/06/09 08:48	15470	22,394,000	-	新	0	12,500	84,800

金額

建玉分析表

特定売買判定方法:「タク」(全件に複数) 交付有、不処置候、前品発送、販賣業者、販賣、販賣・運送日+最初+翌生日前後日付総額N。

引力日:2014年9月22日 時間:17:16:38

No.	锁定月付	商品名	單期	新規業引	領取	锁定余额	開票/完竣	主	貢賃額/元	現款	貢賃押金	金利・配当	委托手續料	差引預金	差引預金計	進玉	差送日向不
91	2014/07/09	日經225	17:38	2014/06/11 12:52	16396	22,944,000			15	0	-382,600	19,470	-166,770	-7,499,325	-7,499,325	14	5 3 16 10

差引預金計:

770,000
差引預金即:
-7,499,325

株価指数証拠金取引分析シート

委託者: [REDACTED]

委託先: K O Y O 証券株式会社

(1) 月間回転率

① 取引件数

新規 37回 (買23回, 売14回)

仕切 54回 (買21回, 売33回)

合計 91回

② 取引期間 2014年6月2日～2014年7月9日
37日

③ 月間回転率=取引件数(仕切) ÷取引期間×30=[43.78回]

(2) 特定売買比率

※ただし、()内の回数は1つの取引で複数の特定売買に該当する場合に、
直し→途転→日計→両建て→不抜の順で、後に重複するものを除いて算出
した数字。

①直し 14回 (14回)

②途転 5回 (3回)

③日計り 3回 (3回)

④両建て 16回 (9回)

⑤不抜け 10回 (9回)

⑥全特定売買回数 48回 (38回)

⑦特定売買比率=全特定売買回数÷取引件数(仕切) [70.37%]

(3) 手数料化率

①損金合計 = 749万9325円

②手数料計(消費税込) = 833万7600円

③手数料化率=手数料(消費税込) ÷ 損金合計=[111.18%]

(4) 保有日数

※ ()内の数字は全取引枚数に占める割合

全期間の総取引枚数1105枚のうち

保有日数0日(日計り) 130枚 (約11.76%)

保有日数3日以内 595枚 (約53.84%)

保有日数5日以内 655枚 (約59.27%)

保有日数7日以内 685枚 (約61.99%)

保有日数30日以内 1105枚 (約100.00%)

(5) 建玉枚数等(総取引期間)

①延べ建玉枚数

(総取引期間)

売り	495枚
買い	610枚
合計	1105枚

②総取引高

(総取引期間)

新規	16億0517万0000円
仕切り	16億1632万7000円
合計	32億1879万7000円

以上

これは正本である。

平成28年5月23日

東京地方裁判所民事第18部

裁判所書記官 久 保

